

令和5年度第1回総合計画審議会 議事録

と き：令和6年1月16日（火）午前9時15分から

ところ：南魚沼市役所 大会議室

出席者

【総合計画審議会委員】（50音順）

岡崎理香委員 岡村大太郎委員 小島正明委員 館野均委員 種村佐智子副会長 峠太一委員
樋口和人会長 水野真理委員 米山浩之委員 以上9名

【南魚沼市】

林市長

南雲総務部長 平賀市民生活部長 佐藤福祉保健部長 腰越産業振興部長 南雲建設部長

片桐教育部長 内藤上下水道部長 井口市民病院事務部長 若井消防長

事務局：（企画政策課）高橋企画政策課長 見留企画主幹 小林行革主幹 滝澤主任

（U&Iときめき課）若井U&Iときめき課長

（財政課）中島財政課長

1 開 会 （進行：総務部長）

樋口会長

新年でありますので、皆様、明けましておめでとうございます。今年も総合計画審議会でお世話になりますが、よろしく願います。今年は1月1日に能登の地震であったり、それから2日には羽田で大きな事故があったりと、波乱の幕開けという年になりました。私もコロナ以前のところまで、ある程度戻り始めたかなと思っておりますけれども、戻ったということは、またあるのかなという心配もございます。それで私自身としては、これからいろいろなことに備えていくということを考えていければと思っています。そんな中で、今日、総合計画審議会ということで、足元の悪い中、委員の皆様にお集まりいただきました。令和6年度から8年度までの実施計画について、それぞれ執行部で提案していただいた実施計画を審議していただくということでもあります。本当に

南魚沼市の進んでいく道の大もととなる計画でありますので、ぜひ委員の皆様方からは忌憚のない意見、質疑をお願いしたいと思います。また執行部の皆様もそれについて簡潔に真摯にお答えをいただくと大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいいたします。

2 市長挨拶

林市長

皆様改めまして、明けましておめでとうございます。樋口会長からお話があったとおり、今年、新年の挨拶もままならないというか、大変なことが起きました。市では、発災後直ちに、（消防職員が）新潟大隊に加わり、現在第4次隊まで送っておりまして、無事帰ってきてくれました。要請に基づき、消防は真っ先に出発し、活動してきておりましたし、加えまして、上下水道関係、建設関係の職員が要請を受けて活動を続けてきております。今後、復旧復興という中では、さらに長期的な支援の必要があります。今度は一般職員も含めて、罹災証明の発行業務など、応援要請があればいち早く駆け付けなければなりません。ですが、北陸ブロックという我々の仲間のところを被災しておりますので、気持ちはなおさらに支援申し上げていきたいということで取り組んでおりますので、よろしく願います。

そんな中でありますが、令和6年度の予算編成が山場を迎えているところであります。加えまして、この審議会の皆様には、先ほど樋口会長からお話があったとおり、来年度からの3か年の実施計画について、御審議をいただくという場になっております。ぜひ、市の様々な分野で活躍されている委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきまして、より幅広くいろいろな市政課題について検証させていただいたり、参考とさせていただきながら、各年度の予算をきちんと執行していかなければならないと考えておりますので、どうかよろしく願いたいと思います。

今後、取り組むべき具体的な事業が盛り込まれております。中には、突発的にどうしてもいち早くやらなければいけないことがあることは、皆様にも御理解いただいていると思いますが、大きな羅針盤として実施計画がありますので、どうかよろしく願います。

加えまして、ふるさと納税は、全国から大変な御寄附をいただいております。昨年は50億円を超えました。これらを活用していく事業がこれから目白押しになってくるかと思っております。いただいたものを貯めておくだけではなくて、どのようなところにきちんと使っていくのかを、全国の皆さんも我々を見つめているところであり、これが御寄附に沿う最大のお礼にもなると

ということもあります。市民生活の向上にもつなげていくということで、実施したい事業についてお示しをさせていただきますので、皆様からいろいろな角度から御意見をいただければと思います。

ちなみにふるさと納税ですが、今年の夏の大渇水、農業にとっては空前の厳しい夏でありました。高温障害等にやられまして、御存じのとおり、お米には大変な影響がありましたけれども、まさかふるさと納税の数字が良くなるとは思いませんでした。3月終わりまで進行中ですが、今は昨年比 1.2 倍くらいで推移しています。その中で1番うれしいのは、米の聖地を守ってくれていること。米だけではないんですけど、圧倒的に米が多いということで、全国から寄せられるメッセージが心温まるもので、涙を浮かべて読むようなメールが溢れておりまして、本当にうれしいと思います。逆に言うと、我々の地域はやはりブランド化はできてきたのかなと思っています。

加えまして、農業の支援にふるさと納税を充てることにしまして、1反歩あたり 7,000 円ということで、県内でも1番先に方向性を示し、また議会で決定いただいて、言葉は悪いですがけれども、私どもの金額に追いつけた自治体はなかったです。そして極めて早かったです。そういう意味では農業者の皆さんに心から寄り添うことができたのはうれしかったです。

全国的にもいろいろな宣伝をかけました。御存じの方もいらっしゃると思いますが、日本経済新聞の一面広告を2回、首都圏では、例えば神奈川新聞の一面広告とかですね。あとは、東海道新幹線の高い座席にしか置いていない雑誌があるそうですが、ここに広告を7か月間連続で掲載しました。そして、極めつけは、羽田空港の第一ターミナル駅に大きい柱がたくさん建っていますが、この12本に南魚沼市の広告を掲げて、世間様からも大変驚かれたということがありました。こういったこともあり、これまであまり御寄附が集まらなかった阪神、大阪、それから中京方面の御寄附が格段に上がったということもあって、やはり下を向くのではなくて、攻めたことが良かったと、今は少し検証しているところであります。これからも様々な部分にふるさと納税を本当に活かしていきたいと考えておりますので、皆様からまた可能性のある御意見を賜りたいと考えているところであります。

長くなりましたが、いろいろなことがありますけれども、やはり心構えだけは、きちんとして立ち向かっていければ、超えられない山は無いと信じておりますので、皆様からいろいろな意味で御指導、御鞭撻いただきまして、市政を共に歩んでいただければ、一緒に考えていただければと思っておりますので、どうかよろしく願いをして、挨拶に代えさせていただきます。本当に今日はお忙しい中ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務連絡】

(配布資料の確認、事務連絡)

3 議 事 (議長：樋口会長)

(1) 諮問

諮問事項：第2次南魚沼市総合計画 令和6年度～令和8年度実施計画

林市長

南魚沼市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、南魚沼市総合計画に関する下記の事項について、調査及び審議くださいますよう諮問申し上げます。

樋口会長

ただいま、市長より諮問を受けましたので、順次、議事を進めていきたいと思っております。まず本日の会議につきましては、実施計画、ふるさと応援活用基金事業、そして指標の進捗状況の3つの議題があります。まず、実施計画について事務局の説明の後に質疑応答を行います。質疑応答の終了後に審議会として原案についての答申を出すため審議を行います。審議の内容により、会長である私が委員の意見を集約する時間を設ける必要があるか判断をいたします。意見集約の必要がなければ答申の手続を行います。意見集約が必要となった場合は、時間の都合上、全ての議題が終わった段階で委員と事務局だけが残り、引き続き意見集約を行い、答申の内容を決定します。その場合、答申は後日会長の私が行うこととさせていただきます。それでは議事の(2)、第2次南魚沼市総合計画令和6年度から令和8年度実施計画について事務局から説明をお願いいたします。

(2) 第2次南魚沼市総合計画 令和6年度～令和8年度実施計画(案)について

【事務局説明】(企画政策課企画主幹)

資料1に基づき、令和6年度～令和8年度の実施計画について説明

樋口会長

それでは今ほど実施計画の主だったところを説明いただいたので、これより質疑に入らせていただきます。初めに、事前質問に対する市からの答弁をお願いしたいと思います。

【質疑応答】

※事前意見・質問の内容は、当日配布資料「事前意見・質問一覧表」を参照。

○質問番号1（ゆきぐに大和病院の診療所化に関する住民説明について）：種村副会長

市民病院事務部長

それではいただいた御質問に対して、経緯も含めて説明させていただきます。

まず医師の働き方改革が施行される経緯ですが、令和元年4月に働き方改革関連法が施行されました。このときは大企業が対象でしたが、その翌年に中小企業が対象となりました。それから、医療の分野につきましては、人命を預かるという特殊性が考慮され、その後5年間をかけて検討するということになりまして、令和4年1月に医師の働き方改革に伴う労働基準法施行規則の一部改正の省令が告示されています。こういった内容かといいますと、医師の年間の残業時間を960時間以内に規制するというものとなっております。それから、その後、令和4年12月に労働基準法の一部改正の施行が通知され、実質的にここで決まったということになります。したがって、今年の4月から医師の働き方改革は施行されるということになりますけれども、市では令和4年6月に「医療のまちづくりに関する骨太の全体計画」を策定いたしまして、この中で3つの柱を定めました。その一つが医療資源の再編でありまして、大和病院の建設につきましては、病床形態を含む病院の機能を十分検討し、経営状況を見た上で令和6年度に最終判断をするということとしております。この骨太の全体計画につきましては、医師の働き方改革に適合することを前提に策定しているものでありますけれども、大和病院の場合、その性格性から夜間や休日に救急患者を受け入れるということがあまりなく、労働密度の低い、いわゆる寝当直という状況でありまして、働き方改革についてはこの時点で問題ないと認識しておりました。

しかしながら、寝当直であっても宿日直許可を取得しておくべきであるということから、令和4年9月に労働基準監督署に宿日直許可の申請をしたところ、回数が多過ぎると、密度としては低いけれども頻度として多いということで、申請を受け付けてもらえない状況でありました。宿日直許可につきましては、宿直は週1回、日直は月1回が原則でありまして、それを超えた部分については、時間外労働、いわゆる残業にみなされることとなりますが、大型連休が

ある月になりますと、宿直が週3回以上、あるいは日直が月2回以上となるケースがあるなど、年間960時間の制限を大幅に超過してしまうということが明らかになりました。

こうした状況については、労働基準法だけではなく、医療法にも抵触するという事になってしまい、このままでは医療機関として運営できなくなることから、宿日直をしてもらえる非常勤の医師を増やして対応するという事に、全力を挙げて取り組んでまいりました。市民病院から応援する医師を増やしたり、あるいは魚沼基幹病院に応援をお願いしたり、あるいは紹介会社を通じて、全国に募集をかけるなどして、それまで非常勤の医師の応援は5人だったものが13人まで増やすことができました。ようやく令和5年9月に宿直は週2回、日直が月1回の特例の宿日直許可を得ることができました。しかしながら、非常勤医師の増員はできましたが、令和5年度になってからは非常勤医師が所属している病院での時間管理が厳しくなり、すでに何人かの医師から今後はもう支援ができないというような申出を受けております。また、医師の中には家庭の事情、あるいは高齢化によって体調を崩すといったこともあり、宿日直を継続できない医師もおります。こうした医師の残業規制の厳格化に加えて、大和病院、市民病院全体で令和6年度までに定年、あるいは契約期間が終わる医師が相当数いるという中で、ゆきぐに大和病院の入院機能を市民病院に集約して、市立病院全体の機能を再々編せざるを得ないという苦渋の決断に至ったという状況であります。

これらの状況については、昨年7月の市議会の社会厚生委員会で、再々編の方向性について報告させていただき、その後の市議会9月定例会におきまして、開設者であります市長が一般質問に答える形で令和6年11月に大和病院を診療所化する方針を表明されたというところであります。その後いち早く、私どもとしては市民にお伝えするべく、10月10日から13日までの4日間、夜間含めて大和地域で5回にわたり、住民説明会を開催させていただいたところであります。いただいた約100項目の全ての質問については、市民病院、大和病院のホームページに公開させていただきました。また、毎月発行される「病院だより」においても、10月号から新年号の1月号の4回にわたり、こうした経緯と今後の方針についてお知らせしてまいりました。加えて、市長が各地域づくり協議会に出向いて開催される市政懇談会の場においても、大和病院の診療所化について、直接市民の皆さんと意見交換を行っているという状況であります。今後、生産年齢人口が減少するという事は周知の事実でありますけれども、それに比例して当然医師も医療スタッフも減少するということを見据え、市民が将来にわたって医療を受けることができる体制を継続していくということを最優先にしなければならないと考えております。

法令に適合させるべく市立病院の再々編の準備を進めつつも、今後も市民の皆様にごその内容

について説明させていただく機会を持つことは大変重要なことであると考えております。詳しくは市報の2月号でお知らせすることになるかと思っておりますけれども、2月24日の土曜日に市民病院を会場としまして、「医療のまちづくり拡大市民会議」を開催し、当日は説明会だけではなくて、再々編の要となる回復期の病床の機能について、市民の皆さんから実体験をしていただく機会を持ちたいと考えております。それだけではなく、その後も様々な機会を捉えて、市民の皆様丁寧に説明してまいりたいと考えています。

種村副会長

おっしゃるとおり、市にとってもこの大和病院の決断は、本当に苦渋の決断だったと思います。特に市長も本当に胸の痛い思いだったのではないかと思います。しかしながら、あまりにも急な展開で、1年前は新築するのかなという住民の思いがすごく多かったものですから、なかなか納得いかない住民の方が多いと思います。ですが、今後も市長が市民との対話の中で御説明していただいたり、いろいろな説明会をお持ちいただくことは非常に大切なことだと思いますので、秋に診療所になる前を目指して、(説明会の)回数を多く持っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○質問番号2 (車を運転する障がい者の助成、福祉タクシー料金を考慮した助成について)

： 峠委員

福祉保健部長

峠委員から質問、御提案を2点いただいておりますので回答をさせていただきます。1点目、「現時点では障がい者自身が運転しない場合にタクシー券を配布しているが、障がい者本人が運転する場合は何も助成がない。他市町村では同額程度のガソリン券を配布しているところもあるので検討すべきではないか。」という御提案です。当市のタクシー券につきましては、障がい者の自立、それから社会参加を促進するため、併せて経済的負担を軽減することを目的としまして助成を実施しております。県内の状況ですけれども、20市におきましては多くの市が身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の一部を対象にしております。当市におきましては、身体障害者手帳1級から4級、それから療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1級から3級、こちらを対象とし、他の市町村よりも範囲を広げております。(障がい者の)社会参加を目標としておりますので、考え方として車を運転される方は、自分で外に出る方法があるということとっております。社会参加をするために、そういった機会がない方、自分で車を運転できない方に積極的に社会参加をしていただきたいということによりまし

て、ガソリンの助成は行っていません。度々この御要望をいただいております。検討材料ではありますが、自動車を運転できない方により広く助成を行うために、当面はガソリンの助成につきましては、実施しない方向で今は考えております。

続きまして2点目、「タクシー利用時に一般タクシーではなく福祉タクシーを利用する場合、メーター料金以外に福祉料がかかるので、障害の程度に応じて増額していただけると助かると思う」という御提案です。障害の程度に応じての増額につきましては、より多くの方を対象としておりますので、こちらも増額の検討はしておりません。先ほどの1問目の答弁の内容と似通っているところですが、幅広く皆さんに活用していただきたいということで実施しております。このたび、貴重な御意見をいただきましたので、今後できるかどうか前向きに検討させていただきますと考えております。

峠委員

また引き続き御検討いただければと思います。ただ、障がい者や高齢者の方でも、車椅子等を使用されている方もいるかと思いますが、今現在、市民バスなどにおいてノンステップバスなどがあれば、市民バスなどを活用して移動することもできるかと思いますが、今の時点ではマイクロバスなどが多いと思います。使用することが大変困難だという現状がありますので、そういうことも含めてまた検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

福祉保健部長

御提案ありがとうございます。バスにつきましても担当課と協議をして、検討を進めたいと思います。

○質問番号3（幼児教育と小学校の接続カリキュラム）：館野委員

教育部長

以前、資料を企画政策課に託されて、私どももいただいております。大変ありがとうございました。その中で文部科学省が示す「（幼保小の）架け橋プログラム」につきましてはコロナ禍の中で公表されたということもあってか、現場になかなか浸透していないのかなというのが本音のところでございます。委員からは（当市が）フェーズ1と御指摘をされておりますが、そのとおりだと思っております。幼児教育と小学校の接続につきましては、昨年、若杉委員の御質問でもお答えしましたとおり、その重要性につきましては認識をしているところで、各学

校でもそれを意識して、生活科などを中心としながら各教科の年間指導プログラムを作成しているところがございます。一方で、この「(幼保小の) 架け橋プログラム」につきましては、そのカリキュラムの作成を「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10 の姿』」を手がかりにして、作成することになっておりまして、この『10 の姿』につきましても、5歳の子どもに求めるレベルとしては非常に高いものだなと思っております。しかもこれを一人一人の多様性に配慮して実施する必要があり、そうなるとうちからで間に合うのかなという思いも含めて、(『10 の姿』に) 書いてあることを子どもに身につけさせるということは、小学校よりもむしろ幼稚園と保育園の負担が非常に大きいと思っておりますし、現場には戸惑いもあるのかなと考えているところがございます。

幼児教育と小学校のそれぞれの取組について相互理解を深めていくということが最初の出発点ではないかなと思っております。今現在ですが、そのための幼保小の合同研修会の開催について、子育て支援課と検討を行っているところがございます。それらの取組が、館野委員からいただいた資料ではフェーズ1に当たるのではないかなと思っておりますので、そこからフェーズ2に取りかかっていきたいと考えております。

コーディネーターの労務費の計上といった具体的な提案もいただいておりますが、まずは今ほど申し上げたような取組により、幼稚園、保育園、そして小学校が共通の視点を持つことによって、子どもたちの発達や学びの連続性の確保に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

館野委員

私が意見させていただいたフェーズ4の接続カリキュラムを作るというのは、とてもとても難しいことだと重々承知しております。せめて令和8年度までにフェーズ2、いわゆるお互いに小学校と幼稚園、保育園の間で合同会議を持って意見交換をするというレベルにはぜひ達してほしいということをお願いしたつもりです。今おっしゃられた中身をより充実させていただくことで、それがきちんとできるのかなと感じました。

一方で、学校なのか保育園なのか、両方に関わることなので、恐らくそれをコーディネートする方がいないとうまく進まないだろうと思っております。それをどちらがやるのかということで止まってしまったら、非常にもったいないので、コーディネーターのような両方を担うような方を、ぜひ市役所の中にアサイン(任命)するとうまくいくのかなと。そういうことで、ぜひコーディネーターの存在というものを考えていただければと思います。今年、来年の計画では、

今おっしゃったことで進むと思いますけれども、もう1ランクレベルアップするためには、専門にやられる方が必要じゃないかと思っていますのでよろしくお願いいたします。

教育部長

大変ありがとうございます。コーディネーターの必要性というのは、確かに重要だと思います。0歳児から18歳までの教育の連続性ということを考えれば、「(幼保小の) 架け橋プログラム」だけではなくて、トータルのところをコーディネートするというのが行政には求められているのではないかと思いますので、これらの取組を端緒に子どもたちにとって学びの連続性の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○質問番号4 (ALT※の給与等の待遇改善について) : 水野委員

※「ALT (外国語指導助手)」について

小・中学校の外国語(英語)授業で、担当教員の指導のもと発音や子供たちとの対話など、授業にかかる補助をする職員。

教育部長

南魚沼市では、現在小学校に6名、そして中学校に2名のALTを配置しております。小学校では定員7名なんですけれども、1名欠員となっております。今現在募集を行っていますが、なかなか応募がない状況でございます。意見の中で魚沼市との比較ということで、待遇面で劣っているのではないかと御指摘がございますが、南魚沼市は時給でお支払いをしており、魚沼市は月給でお支払いをしているということで、単純な比較は少し難しいですけれども、割り返すなどして時給ベースで比較してみると劣っているという状況ではないかなと思っております。ちょっと生の数字ですみませんけれども、むしろ時給で換算すれば250円から400円くらいは南魚沼市のほうが給料としては高いのかなと思っております。

また、雇用期間につきましても、中学校のALTを除いては、通年雇用となっております。期末手当の支給も魚沼市とは同様となっております。一方で、中学校のALTは1日5時間勤務となっておりますので、フルタイム勤務の職員と比べれば、収入は当然少なくなってしまう。そのため、もっと働きたいという方にとっては、報酬が低いと感じているのかもしれませんが、労働時間に対する対価としては低くないなと考えております。

また、ほかの市町村の動向はあまり分かりませんが、南魚沼市では来年度からALTに

も期末手当に加え、勤勉手当を支給したいと考えておりますので、引き続き人材確保に向けて、運用状況も任用条件も含めた待遇改善に取り組んでまいりたいと思っております。御理解をよろしくお願いいたします。

水野委員

時給と月給の違いということで、勤務しないと給料が支給されないというところで不安に思っている方もいらっしゃるのかなと思っています。あと社会保障の面でも気になるところです。本当に、教育が、人を育てるということが、市の根幹になると考えております。ALT の先生、それから臨時の先生方も、しっかりと勤務をして生活していけるレベル（の給与）にするのは難しいのかもしれませんが、やはり成り手を増やす、やりたいと思ったださる方を増やすには、そういう（待遇面による）確保が必要なのではないかと考えて質問させていただいた次第です。

加えて、ALT の活用という言い方はよくないかもしれませんが、英語の先生それから ALT の先生の力量にもよると思いますが、その辺については何か合同で研究会をやられたり、「このように ALT の先生を活用してください」とか、そのようなことを英語科の先生にお伝えするような機会はあるのでしょうか。

教育部長

ALT の方々はそれぞれ貴重な人材ですので、大切にしていきたいと思っております。後段の御質問の意見を出し合うなどの機会があるかということですが、私どもの市には、中学校で県内におそらく2人か3人しかいない英語の教科教育専門監が配属されていて、その方を中心に英語教育について協議の場を設けている状況です。小学校にも英語が導入されて数年経ちましたので、ここで一度振り返りながら今までの英語教育のどこが良くて、どこが悪かったのか、または改善すべき点は何かというようなところを検討しあって、その課題を解決しながら次のステップに進んでいきたい。そこに ALT の活用も含めて考えていきたいと考えております。

水野委員

小学校だと会話を中心とした授業がなされていますが、中学校に入るとやはり「授業」になってしまって、ALT の方に入っただくチャンスが少ないような気がしています。そこをもっと発音だったり、ALT の先生にしかないすばらしい特色が出るような、そんなサポートとい

いますか、ALT の先生に（授業に）入っていただけたらうれしいと思っていますので、お願いいたします。

○質問番号5（病弱、身体虚弱の児童・生徒の学習支援について）：水野委員
教育部長

不登校の原因には様々な原因があると思います。背景にいろいろな複合的な要因があって、不登校になってしまうというケースもあると思います。そのため、南魚沼市では、学校での対応に加えまして、学校教育課に配置した相談担当指導主事及びスクールソーシャルワーカーも活用しながら必要に応じて外部の機関と連携して不登校に対応しているという状況です。御意見の中にある起立性調節障害などによって登校が難しくなっている生徒が意外と増えています。そういった生徒または保護者の方には、「学校に来てください」というよりもまず先に「医療機関との連携、医療機関を中心にして症状の改善に努めてください」、「治療を優先してください」とお願いをしているところでございます。学校に行くのを目標にするのではなくて、まずは症状の改善を図ることを目標にさせていただきたいと思います。

その中で、市内の全ての中学校には適応指導教室、これは文部科学省の言い方言えば、校内教育支援センターということになりますが、これを設置してありまして不登校傾向にある生徒が学校内で過ごして学習支援などを受けられ、そこから自分の教室に戻るということも可能にしているところでございます。学校外においても、子ども・若者相談支援センターにスタディールームというものを開設してありまして、学習支援を行っております。このような様々な学ぶ場の確保に南魚沼市では努めているところでございます。

また、GIGA スクール構想で整備された1人1台端末を活用いたしまして、中学校では「ロイロノート」というアプリを使いますけれども、学校から不登校の生徒と連絡を取り合うなど、子供たちを孤立させない取組も行っているところです。これまで、不登校の子供には1人1台端末を利用して授業の配信をするという試みもしてみたんですけども、不登校の子どもの中には授業を見たくないという子どもも結構いて、その辺についてはあまりうまくいかなかったなという感じです。そのため、これも1人1台端末を利用しますが、令和6年度にはAIを活用した学習ドリルを搭載させまして、子どもたちのペースに合わせた家庭学習サポートを行いたいということで、必要な予算を要求しているところでございます。これらのことで今後も子どもたちの学習機会の確保に努めたいと考えております。

水野委員

起立性調節障害の子はすごく増えているなという実感がありまして、まずは病院に行かれるんですけども、その後、登校ができたときにはなかなかクラスになじめないといいますか、行くことができない。それは、授業についていけないというような要因が大きいかなと思っています。中学生だと高校に進学ということがありますので、やはり勉強したいと思っている子が中にはいると思われれます。今のお話にあった令和6年度のAIの学習ドリルというのはすごく有効だと思ひまして、ありがたいことだと思っています。

(事前質問に)「学校内に学習支援を中心とした(居場所が必要と考える)」と書かせていただいたんですが、居場所はあるような気はいたしますが、そこで勉強を教えてくれる先生がいるところまでには至っていないのではないかなと実感しているところです。やはり教員不足ということがありますので、教員に頼るといのは厳しい状況なのかなと思っています。外部の方から来ていただいて勉強を教えていただけるような、そういうシステムといいますか、免許を持っている方でないと授業は難しいとか、いろいろ支障があると思いますが、勉強を教えてもらえる機会をその生徒にもしっかりと与えていただけるような環境を作っていただきたいと思っています。居場所はあると思います。相談に乗ってくれる方もいると思うのですが、なかなか学習を取り戻したいと思ひ始めた生徒に対しての支援がまだまだ不足しているのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育部長

外部の方から力をお借りするというのは新たな視点だと思いますので、ルールなど可能かどうかも含め検討してまいりたいと思います。

○質問番号6(ハラル対応の給食の提供について):水野委員

教育部長

南魚沼市の学校給食センターでは、食物アレルギーへの対応に加えて、イスラム教徒など宗教的な理由による給食についても、可能な範囲ですけれども対応を行っております。しかし、今現在の施設では老朽化していることに加えまして、昔の基準で造られている施設であるために、調理においても多くの運用で賄っているところがあります。その中で、完全な対応は難しいという状況です。結果として、お弁当を持参していただかなければならない児童、生徒が多いというような状況で、現在ハラル食でお弁当を持参されている方は19人いらっしゃるとお聞

きしているところです。

現在建設を進めている統合給食センターでは、事業者に提示したこちらからの要求水準書は、ハラル食に対応した給食の提供を前提とした施設整備を行ってほしいということとしておりまして、アレルギー対応食はもとより宗教的な制約に対応した給食の提供が可能な施設整備を進めることとしております。現在、ハラル食専用の調理コーナーを単独で設けまして、調理器具も専用のものを使用するといった仕様を検討しているところでございます。

それでもなお、イスラム教徒でも宗派や国や地域によってそれぞれの解釈が異なっているため、全ての人が食べられるようなハラル食の提供は難しいのではないかなと考えています。全ての食材や調味料をハラル認証取得済みのものに置き換えると、1食の給食費は300円程度で賄っているんですけども、おそらくそこから大きく飛び出してしまうだろうと考えております。またこのハラル認証というものは、その認証機関が世界には200くらいはあると言われておりまして、日本にも複数ありますけれども日本で得た認証が世界では通用しないというようなこともあるので、その人から「これでは駄目だ」と言われてしまうと、そこで提供する給食を食べただけがないというケースもあるのではないかなと考えています。

可能な限り、こちらでは準備を進めておりますが、例えばムスリムの方がシェフでないと駄目など、そういったことを言われてしまうと、少し難しくなるかなと思っておりますので、限界があることを御理解いただきたいと思えます。児童、生徒の保護者には、そういったことで、「給食センターはこのような対応をしますよ」という情報提供をしっかりとさせていただいて、保護者に給食を食べるのか食べないのかという選択していただければと考えております。

水野委員

新センターでは対応していただく用意があるということでとてもうれしく思います。東京の北区の保育所では、去年から実施をしているということであったり、静岡市のほうでも宗教的配慮ということで、ハラル対応されている学校もあるようです。当市も（イスラム教徒が）多いので、そういう対応をしていただけたらと常々思っておりましたので、とてもうれしく思います。本当にいろいろな国によって、個人によってもまた戒律が違うというようなことも承知しております。ただ、選べるということはとても素晴らしいことだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○質問番号7（自然環境保全に係る事業のブラッシュアップに関する意見）：館野委員

産業振興部長

こちらは質問が三つありまして一つ目と二つ目については、私からお答えしたいと思います。一つ目の質問については、保全すべき森林対象の拡大ということで、内容としては、国、県の分収林のみでなくて、下草刈りであったり、除間伐であったり、そういうものを全ての対象に広げてほしいということだと思います。これらについて事業を総合的に見直し、見合った予算をつけて、再生林を進めてほしいというお話だと思います。

市内で人工林が 4,690 ヘクタールあり、基本的に全部が杉の人工林になっています。そのうち 81%の人工林が、高齢級、中齢級とあって、切ってよい時期をすでに迎えている木になります。委員が書かれているように、1990 年以降で切られた面積がおよそ 850 ヘクタールですが、実際確認できる範囲だとそのうち再生林されたのは 3.6 ヘクタールだけになっています。この森林の整備がなかなか進まない理由は主に三つあります。

一つ目は、当市は急傾斜地が多いこと、それから豪雪地ということで、どうしても根曲がりをしてしまうので、高品質の材木の産出割合が低くなってしまふことで価格も下がり、収益性があまり見込めないこと。

二つ目は、森林の所有者の高齢化、世代交代がうまくいかないこと、森林の荒廃化などにより、山の所有境界が不明瞭化し、（民有林の効率的な整備が）なかなか進まない状況にあること。

三つ目は、林業の従事者の担い手が不足していること、それから設備等がまだまだ不十分で、年間の森林の整備量がどうしても限られてしまっていること。

全国のどの地方自治体もほぼ同じ傾向にあると思います。雪に関して言えば、県内の積雪地域にある自治体はほぼ同じ傾向にあるかと思っています。これらの諸問題に対して、効果的な伐採等、有効利用を進める方策の一環として、分収林造林事業などを実施しておりますが、全体的に森林の整備を目的としていることとなります。そのため、（保全すべき森林対象の拡大という意味では）委員がおっしゃる目的と同じだろうと我々は考えております。

また、令和 4 年度から「ふるさと里山再生整備事業」を開始いたしました。こちらについては、森林環境譲与税を活用しまして森林整備の投下額が大幅に増加し、令和 4 年度のみで 22 ヘクタールの森林整備がされました。森林事業に取り組める事業者は、県からの認定が必要ですが、この認定事業者が 1 社増えましたし、従事者も 3 名増えたということで、こちらについては徐々に進んでいると感じております。

ただ、再生林については、杉の再生林はなかなか実施例がないので、今、市内では広葉樹を

中心に植林が始まっている状況です。現状、なかなか進まない中ですが、やはり作業員や投入できる重機が不足していますし、1番の問題は出てきた材に対しての収益性が非常に低いところがかかり課題かと思えます。

「ふるさと里山再生整備事業」では、9割補助を出していて1割を何とかその収益で賄うような形になりますので、費用対効果が非常に低いところがきつい内容かと思えます。私どもとしても、分収林、民有林でそれぞれ補助事業メニューが決まっているところがあり、できる限りこれについては利用していかざるを得ないということがありますので、現状としてはこの国の補助に沿った内容に頼らざるを得ないということになります。

そのため、今後も最大限利活用しながら、森林環境譲与税も投入させていただいて、適正な予算を確保してまいりたいと考えております。

それから二つ目の質問について、森林環境譲与税を活用した専任職員の確保ということですが、こちらについてはなかなか専門の職員を任用するというのは少し難しい状態になっています。今、申しましたように林業関係だけでもあまり専門人材がいない中で、人を育てる時間が必要ですが、行政の中ではなかなか専門人材を育てる素地がないというところがありまして、そこは苦慮しているところです。実際に新聞報道でもあると思いますが、特に地方公務員については、技術職、いわゆる土木系、林業系、家畜診療系、そういうものについては極端に人材がいないという報道がされています。そこは（当市も）同様な形となっております。（昨年）長期森林計画等を策定しましたけれども、私どもも専門人材を確保することは視野には入れたいと思いますが、市内の森林組合や林業に携わる事業者さん、大学の有識者の先生がいらっしゃいますので、そういう方々と連携して運用を進めていくような形をとりたいと考えています。あと実際に、例えば魚沼市や十日町市についても同じ状態でありますので、こちらについては複数の自治体で連携して、いわゆる森林行政ですね、これを連携して運営できる体制を作りたいと考えておりますし、現段階では市有林のカーボンクレジット等について、連携してこれを運用するという検討をしています。これを引き続き進めてまいりたいと考えております。農林課については以上になります。

総務部長

引き続きまして3点目の御質問です。指標につきましては総合計画に掲載されているものをこの実施計画にも掲載しているという形でございまして、実施計画の各分野で新規の事業を追加した場合、新たに指標を設定し直すことはしておりませんが、実施計画の事業の達成

に向けては、各担当課でそれぞれ各事務事業の目標を設定して、その達成のために事業に取り組んでいくということになります。

また指標は、総合計画に掲載されているものでありまして、新たに設定するにはこの総合計画の改定の必要があるということがございます。令和6年度からこの新たな計画の策定準備に入ります。このことから次の計画においてこの分野の充実を図るということで、目標とすべき指標を検討しまして設定していきたいと、このように考えてございます。

館野委員

ここに意見を書かせていただく前に実は農林課の方と意見交換させていただいて、私が考えていることも概ね御理解いただいていたと思います。ただ、おっしゃるように人がいない、予算がない、いろいろな設備がないということで、今までなかなか思うようにできていなかったと思います。一方で、森林経営管理制度というものが数年前に林野庁から出されましたし、いよいよ今年（令和6年度）から森林環境譲与税が本格的にスタートします。さらに、先ほど冒頭のお話がありましたように、2030年に向けてのCO2の削減といった森林環境に関わる大きな変化が今起きようとしていますので、それに対して後手後手に回るのが非常にまずいと思います。南魚沼市はすばらしい森林資源を持っています。そういう中でいろいろなことが後手後手に回ってはいけないので、何とかそこは歯を食いしばって、人の確保のために、知識、経験を持った人がいないのはそのとおりなので、その人たちを自分たちで育てないといけないと思います。それもたぶん、南魚沼市だけでは無理で、魚沼市であるとか、十日町であるとか、そういったところと一緒に必要人間を育ていく。そういうことをぜひ次の計画の中に少しでも盛り込んで、森林環境をしっかりと守っていくんだということにつなげてほしいなと思いますのでよろしくお願いします。

指標に関しましては分かりました。次回と言いましょか、新しく計画が見直されるときに、今ここにあるようなプロジェクトにふさわしい指標を取り入れてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○質問番号8（広域ごみ処理施設建設事業の全体像について）：館野委員 市民生活部長

この広域ごみ処理施設建設事業、我々は新ごみ処理施設などと通称しておりますけれども、これにつきましては、今のところ完成・稼働を今からちょうど7年後の令和12年度の後半を目

指しております。まず、全体の事業費ですが、基本計画において見込んだところだと令和6年度から8年度に4億9,000万円を上げさせてもらいましたが、この後に本体の建設工事が入ります。こちらの今の見込みが168億9,000万円という大変高額なものになっております。これらのほか、設計や調査委託料などが加わってくるようになりますし、それができた後は現在の施設の解体工事費が必要になってきます。これについて今のところはまだ見積りをしていない状況です。これも大変高額なものになるとは思いますが、これが他にかかるということと、今もありますが、さらに余熱利用施設というものがまた別途ありまして、こちらは今も含んでいない状態の段階です。

今回、4億9,000万円を3か年であげさせてもらっていますが、これから（新ごみ処理施設を）造ろうとしている場所は、現在の施設の魚野川の上流側、湯沢側になりますが、そこには旧し尿処理施設という以前使っていた施設があり、これを解体する必要があります。この費用が1番大きく、それがだいたい（4億9,000万円のうち）3億7,000万円分くらいを占めています。それに続いて大きいのが、今の可燃ごみ処理施設の排水処理施設がそちらの敷地（新ごみ処理施設の建設予定地）にありますので、仮設をとらなければいけないということで、それに5,000万円強かかる予定です。その他、もろもろで4億9,000万円ということにさせてもらっています。これを3年間のうちで行いたいということです。

その後、ここにはありませんが令和9年度から12年度までの4年間をかけて、先ほどの168億9,000万円という本体工事費を予定しているという形になりますのでお願いいたします。さらにまたその後は解体工事があるということです。

これらのものについては非常に多額の事業費ですが、全て市の負担ではありません。負担のことですが、本体の建設工事と現在の処理施設を解体する工事については、国の交付金が入りまして、対象事業費の3分の1が国の交付金というものになります。このほか、この施設では湯沢町のごみも一緒に処理しておりますので、だいたいごみ量の按分になりますが、建設・解体その他もろもろ全体につきましては、おおむね20%は湯沢町の負担ということを予定しております。これらによりまして、今時点の市の負担は大体この全体の中の53.8%くらいで、93億6,000万円が市の一般持ち出しといえますか、負担になるだろうと捉えているところでございます。

館野委員

正直言ってすごく多額だなという印象を受けました。ただ、今スタートしたということはも

う完成に向けて動いていると理解させてもらってよろしいでしょうか。

市民生活部長

予定どおりに進んでいる部分と、正直話といたしますか、今現在の施設でも、改修や修繕などに結構なお金を使わせてもらっています。今の世界情勢というのでしょうか、人が足りない、物資が足りない、物が入らないというようなことが非常に影響しておりまして、何につけても工期が延びています。この後の解体にしろ、本体にしろ、非常に私どもも危惧していますが、今からそればかり心配してもいけませんので、早められるところを早めて、計画どおり進むように今は努力をしておりますので、よろしく申し上げます。

○質問番号9（CO2削減の具体のアイデアについて）：館野委員

市民生活部長

先ほど事務局のほうから説明があった新しい事業ということで、御意見の内容といたしましては、これに限らずより広くチャレンジしてほしいと捉えております。私どもも、実はこの分野については、若干我々は遅れ気味だなと認識している分野でありますので、ぜひ、この後積極的に取り組んでいきたいと思っております。全体の現在の状況をお話ししますと、何よりもこの温暖化対策の分野に遅ればせながら一生懸命取り組もうということで、令和5年度から担当の職員を増やしてもらいました。各分野、職員不足の中で、ここに増員をかけてもらったということが何より積極姿勢の表れということが一つあるかと思えます。増やしてもらって何をするかということで、今、公共団体としては、何でもかんでもやっていたいかなければならぬのですけれども、それでも計画を立てなければいけないということで、先ほど言いました「地球温暖化対策実行計画」、今、これを策定しております。

この計画というのは2通りあって、事務局のほうからも説明がありましたが、一つは公共施設とか、市が行っている事務事業の脱炭素化ということで、これは内部のことですが、内部を脱炭素化するという。もう一つは市民全体、事業者や市民生活、そちらの脱炭素化という2つの計画になります。今は前段の市の事務事業、公共施設の脱炭素化というもののとりまとめに入っています。

それが、今までこの計画がなかったわけではないですが、どんどん指標が新しくなったり、状況が変わっていますので、丸ごと一新しようとして作っております。計画を策定していく中で、今の公共施設や事務の脱炭素化が、どのくらい進んでいるのかという現状把握がだいぶで

きました。なので、何を順番にどう進めていくかというあたりの検討を今行っているところです。その計画のとりまとめの後に、今度は市内全体の脱炭素化の計画に進む予定としております。これを今年度後半から来年度いっぱいぐらいで行いたいと考えておまして、今、基礎資料集めなどを行っております。なので、全体像として十分なものをまだお示しできる段階になりですけども、例えば、他の説明でもありました市内の施設の LED 化などにつきましては、前からも進めておりますし、これからまたさらに力を入れて進めていくという段階です。

御意見もいただいております断熱改修はやはり効果が非常に高いですが、鉄筋コンクリートの断熱改修というのは非常に高額な費用がかかるもので、そうなりますとそれだけのために手を出すというのは非常に難しい分野でもあって、各施設の建て替え、改修の計画、財源などを調整しながら、進めてまいりたいと考えております。いろいろ御意見をいただいた中でも田んぼからのメタンガスというあたりは、正直なところ少しチェックが足りていなかった分野ではあるかと思いますが、今回あげなかったところでも内部では、あれをやったらどうだ、これはどうだというのはたくさん話をしておりますので、何かに限定せず、幅広に取りかかってまいりたいと思いますので、よろしくどうかお願いいたします。

館野委員

実は先週の土曜日に、国際大学の橘川先生が新エネルギーに関してのお話をされてまして、その講演の後で「地方自治体として CO2 削減のためにどんなことができるんですか」ということをお聞きしたんです。「南魚沼であれば、例えば、実は灯油をボンボン燃やしているんです」という話をしたところ、私は断熱のことは頭にあったんですが、先生いわく、「あれが天然ガスに変わると全然違うんですよ」ということをおっしゃっていました。それから「南魚沼市は森林が多いですから、ぜひ木を植えてください。それも広葉樹が良いですよ。」とおっしゃっていました。

何を言いたいかという、国際大学に限らず、長岡技術科学大学、新潟大学など、いろいろな先生方がいろいろな知見を持たれているので、ぜひそういったところからも情報を仕入れて、講演をお聞きするなり、御指導を得てこの全体像をうまく作っていただいたら、大変うれしいなと思います。ぜひ、期待していますのでよろしくお願いいたします。

市民生活部長

長岡技術科学大学の先生方ともまた別のところでも付き合いもありますので、ぜひそうした

進んでいる方の知見を取り入れないと追いつかないと思いますので、頑張りたいと思います。
ありがとうございます。

○質問番号 10（経営構造対策施設整備事業費の増額について）：館野委員
産業振興部長

こちらは内容の説明が不足していたかと思います。申し訳ございません。こちらの事業は、JAなどがカントリーエレベーターや精米施設などを建設した場合、償還金の10分の1を補助するという事業が主なものです。

今回、非常に増えて11億円というのは、令和6年度以降にJAで、小玉すいかの選果施設の新設、それから現在のスイカ選果施設の更新に関する事業費になります。こちらの説明がなくて申し訳なかったんですが、建設については自己負担を減らしたいわけですので、農林水産省の補助事業に手挙げをしますが、地方自治体が窓口となっています。ですので、この11億円については、市で（予算を）計上して要求をしますが、認められた段階で、国から11億円が来て、JAに11億円を充てるという形になりますので、トンネルという事業になります。ですので、事業費は大きくなっていますが、内容としては市の負担は基本的にはないという形になります。

館野委員

この御説明で結構です。

○質問番号 11（南魚沼マッチボックスの状況等について）：種村副会長
産業振興部長

今の反響でしたり、現状というお話かと思いますがけれども、マッチボックスは10月に運用を開始してから、1月9日現在、事業所としては93事業所、利用者は617名の方から登録をいただいています。うち1月9日までで求人掲載件数1,739件に対して、応募は1,232件、そのうち663件が採用されています。一応、採用率としては38.1%くらいになろうかと思います。採用件数の目標は12月末で1,215件としていましたが、実際には663件で、今は当初立てた計画より低い実績になっています。この理由ですが、登録されている方はやはり観光系が多く、年末年始にうまく雪が降らなかったことにより、飲食・宿泊関係がそこで掲載を1回抑えたことが影響しているのかと思います。事業所数としては、12月までの目標が50事業所でしたが、93事業所に登録いただいていますので、ここからまた聞取りを行い、（求人）掲載をいただければ（採用件数が）増えていくと考えております。

反響、意見というのは、アンケートをとらせていただいております、利用者からは非常に良い反応をいただいております。例えば、事業者側からは、「募集したらすぐに応募がある」という意見が結構ありますし、だいたい募集をすると70%くらい応募の声が出てきます。ギグワークという短い働き方になりますので、非常にそこは手をつけやすいということだと思います。それからこれは短期間労働ですが、実際には正社員や長期雇用につながった方がもうすでに5件くらいあったということですし、やはり自分で選んできますので、質の高い働き手が来てくれたと事業者さんが言っています。

あと利用者側からは、「隙間時間で働ける」、「気軽に働けるのが良い」との意見がありました。また、このシステムで非常に良いのが、給与の支払いから雇用契約などが全部システム内、アプリ内で終了するので、そこは非常に分かりやすく楽だとの意見もありました。一方、人によっては、工場などの単純作業をもっとあげてほしいという意見が出ています。

これからまた実績を上げる方法としては、今、ボーナスキャンペーンということで、2万円分のポイントを上乘せするようなキャンペーンも湯沢町と一緒にしております。そういうものを2月末まで行って、これから実績を上げるということです。あとは、業者さんへの説明をもう一度行い、もっと簡単に（求人）掲載ができる、その方法の周知を図っていきたいと考えてます。

種村副会長

とてもうれしい、明るい情報だと思います。このマッチボックスは湯沢町がいち早く始められて、南魚沼市もどうなのかなと思ってた矢先にこういったものを取り入れていただきまして、大変良いことだと思います。ただ、私は建設業で、建設業は安全面も考えるとなかなか利用できるところが少ないですけども、全体的に見ますと面接だけでなく、実際にお互いに働いて納得して雇用するという形につながるというのは非常にうれしいことだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○質問番号12（福祉避難所等の設置について）：峠委員

総務部長

大きく3点ほどございます。まず耐震化事業について、この事業をもう一度始めることを検討すべきではないかという御質問ですが、今後、今回の能登半島地震を受けまして、国の耐震の基準が見直しということになれば、新たな耐震診断の必要性があると考えますが、現在のと

ころ、これについてはその動きがないものと考えてございます。

2点目、ユニバーサルルームの設置についてということで、避難所となる学校施設につきましては、基本的に体育館を避難所として想定しております。令和3年11月に新型コロナの流行期に体調不良者の受入れを念頭にしました「南魚沼市指定避難所運営マニュアル」の別冊というものを策定してございます。これは校舎を一晩、あるいは、2日から3日程度の短期間の想定で避難所として使用する内容でございます。このユニバーサルルームというのは障害の有無にかかわらず誰もが使いやすい大きさや広さが確保されているスペースと捉えてございますが、これを要配慮者に対するユニバーサルルーム的に運用することが可能かどうか検討をしていきたいと考えてございます。

3点目の御質問、福祉避難所の設置についてということで、福祉避難所につきましては現在、大和地域に2施設、六日町地域に1施設を指定してございます。追加の指定につきましては現在、六日町地域に事業所を置く社会福祉法人と福祉避難所の指定に向けた協議を進めているところでございます。また塩沢地域の対応としましては、南魚沼市民病院の敷地内に建設される新健診施設の多目的ホールや各種の会議室、これを災害時に福祉避難所として使用する検討を進めているところでございます。

以上のように福祉避難所の指定を進めながら、すでに締結してございます「災害時における福祉施設への緊急入所に関する協定」、こういった協定がございまして、これは南魚沼市と社会福祉法人の南魚沼福祉会、そして同じく苗場福祉会、南魚沼地域特別養護老人ホーム組合と協定を結んでいるところですが、この協定の運用と合わせて、要配慮者に対する避難先の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

峠委員

皆さんも今回の地震をテレビなどで見られたことかと思いますが、実際、高齢者の方々であったり、障害があったりしますとなかなか避難が大変です。今回（の地震は）、ちょうど正月で、雪は少なかったですが、当市においては普通であれば大変豪雪ですし、特に塩沢地区、石打のほうはなおさらです。雪がある状況ですぐ避難という話になると、できれば近くのほうが良いわけですが、今現在、塩沢地区に福祉避難所は一つもありませんので、これからそういうことも含めて、また御検討いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

林市長

もしかしたら言ったかもしれませんが、これから新しい健診施設の建設が進みます。その大きな趣旨としては、健診や人間ドックだけではなく、防災の拠点という観点がすごく強くて、これまでにない福祉避難所の拠点という形になります。やはり、家から歩いて行くという話になると、（避難所が近い方が良いということは）そのとおりですが、避難所として長く滞在しなければならないとか、いろいろあると思います。福祉避難所という面だけではないですが、この面をかなり強力に前に出して建設を予定してますので、喜んでいただけるものを造り上げていきたいと考えています。

○質問番号 13（男性育児休業取得の経費助成について）：種村副会長

総務部長

当市では、令和4年度から市内のハッピー・パートナー企業に支援を行ってございます。御手元に配付の資料で、ハッピー・パートナー企業の説明をさせていただきますが、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んだりする、こういった企業などをハッピー・パートナー企業として登録して、支援しているという内容でございます。御質問のところは、この（当日配布した）資料の緑色のほうのページを見ていただければと思います。「男性の育児休業取得促進奨励金」というものがございます。これは市内のハッピー・パートナー企業に勤務する男性が育児休業を取得した際に、その企業と男性に奨励金を交付するという内容でございます。企業に3万円、男性労働者に3万円というような内容でございます。なお、市内企業の職場環境改善の観点から居住地を限定する必要はないと判断しまして、令和5年度からは市外在住でも対象とするということにしております。交付対象につきましてはそこに（当日配布した資料に）あるとおりでございますので、後で御確認をいただければと思います。

種村副会長

この男性の育児休業取得奨励金は、これから始まるということでしょうか。

総務部長

これは令和4年度からスタートしております。

種村副会長

その反響といいますか、利用度というか、どのくらいの方が利用されているのでしょうか。

総務部長

当初は少なかったところがあるんですけども、だんだんと増えてございまして、まずその前提となりますハッピー・パートナー企業の登録が32件となっております。今現在、3名から申請がありまして、支給という実績※でございまして。

※男性の育児休業取得促進奨励金の実績は以下のとおり。

令和4年度：個人2名（事業所2件）

令和5年度（令和6年1月時点）：個人1名（事業所1件）

種村副会長

まだこれからということですね。

総務部長

そうですね。数字的には少ないので、もう少しこのPRといいますか、なかなか市役所はPRが下手なものですから、その辺も踏まえまして進めていきたいと思っております。

種村副会長

大変良いことで、安倍政権の頃から女性の社会進出がうたわれてきたんですけども、女性が社会進出するには、男性の協力が不可欠で、特に夫の協力が必要だと思います。まずは育児休暇を男性が取得していただいて、協力していただくのはもちろんなんですけれども、南魚沼市にお願いしたいのは、ぜひ男性の介護休暇取得を推奨して、女性の活躍のために助けていただければと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

総務部長

職員の方ということでしょうか。

種村副会長

職員ではなく、市全体になります。

福祉保健部長

市内全体ということですが、介護休暇の取得につきましては、恐らく人材不足の中で難しい状況にあると思います。今現在、育児休暇というところで、県もそうですけれども、この間の新聞では（県の）福祉保健部長が育児休暇を初めて取得したというお話もありましたし、そちらのほうをまず優先していただければと思います。介護のために仕事を離れなければならないとか、そういう状況が実際に起こっておりますので、そういうところの改善は必要であると思っております。

○質問番号 14（UI ターンを考える人たちとのマッチングシステムについて）：水野委員

産業振興部長

UI ターン者が当市へ帰ってくる時のマッチング、就業のシステム、それからつなげるルートを作ることではできないかということですが、以前から雇用関係が非常に大きなテーマで多くの意見をいただいています。やはりその成果もいつか成功という形ではなく、ずっと途上が続いているのかなと感じています。UI ターンの希望者向けに、春に企業とともに就職ガイダンスを開催したり、今、MUSUBI-BA においては市内の企業の人事担当者と一緒に、採用力をアップする研修を行っていたり、そこに実際に就職するであろう大学生の意見交換を加えた中で、ブラッシュアップをかけたり、いろいろなことをしています。

マッチングのシステムであったり、つなげるルートを作るというお話ですが、基本的に我々としては、これが今あると考えております。実際に UI ターン希望者の就職を含む移住相談窓口は、MUSUBI-BA にありますが、一般社団法人まちづくり推進機構が担う形になっております。これは地方創生が始まり、移住定住が始まってから流れとしてはずっとあります。その後、そこに企業と結びつくシステムをつけて、それをマッチングさせるということで、今進めております。その機能もまちづくり推進機構が担っておりまして、常時、相談の受付を行っているほか、企業紹介動画を作成してサイトにアップしたりとか、お盆と年末に無料の帰省バスを出して、そこに実際に企業の方が乗られて、企業の PR をしたり、動画を流したり、いろいろなことをさせていただいています。

まちづくり推進機構で相談の窓口受付、企業との対話、マッチング、企業に実際に会わせるというシステムの流れはできているとは思いますが、爆発的に成果として上がるというものではないので、継続しなければいけないと考えています。

ほかには、魚沼市、湯沢町、ハローワークとも定期的にその対策の検討であったり、事業実

施に取り組んでいますので、その辺を絡めていく必要があるだろうと考えています。就職あっせん企業であったり、そういうところとタイアップする企業はありまして、そこは費用対効果の問題がありますが、我々としてもなるべく負担を減らした中で対応していきたいということで取り組んでいます。ですので、成果が大きくこの後も伸びるかという形はなかなか難しいところもありますが、例えば令和4年度になりますけれども、当市は転出者に対して転入者が超過しました。県内では4自治体が社会増となりました。UI ターンだけが理由ではないですが、（社会増に転じた）一因として考えています。コロナ禍があって、一時、拠点を地方へ移すことなどが多くなってきた傾向がありましたけれど、おそらくまた（人口が首都圏に）集約されていく方向もあると思いますので、そういう動向も見ながら、市としては今までやってきたものをまた引き続き、とにかく認知していただいて、どう届けるかと、そこを取り組んでいきたいと考えます。

水野委員

マッチングのシステムやつなげるルートについて、これから成果が出ていくといいなと思っているのですが、帰ってきたいと思っても、なかなかうまくマッチングできない、自分が思うような仕事がない、給与面などを理由に帰って来られないということをこちらの元学生の人からお話を聞くことが結構あります。

外国人の方で、国際大学に留学された方の御息がすごく気に入ってくれて、日本で就職している子ですが、新潟県または南魚沼市で働いてみたいということを私も聞いたことがあります。

ただ、なかなか難しいと思いながら、そういう子たちが自分で調べたり、「ここを調べればうまくマッチングできるよ」といった情報や企業側が「（マッチングの情報が）ありますよ」と言うこともなんですが、その子たちが調べてヒットするような仕組みがあるといいなと思ったりもしています。それで戻ってきてくれたり、こちらで働きたいという、その思いを受けとめるような準備がこちらにあれば、すごくありがたいなと思いました。

産業振興部長

おっしゃるとおりで、就職するに当たって、UI ターン者は首都圏から帰ってくる傾向がありまして、1番アンマッチなのは、南魚沼市の有効求人倍率は非常に高いんですが、求める職種、あとは収入ですよ。どうしても首都圏との収入は違っています。そこについては、やはり企

業も危惧されているところがあって、優秀な人材を集めるには、それだけお金を払わなければいけないので、利益を上げなければいけないということがあります。そこについては企業の考え方もありますし、我々もそこをどうできるかについて、検討の余地もかなりあるのだろうと思います。

あともう1点、今言われたマッチングをするその方法ですね。これはまだまだ足りないというところですので、これについてはまちづくり推進機構、市の担当もそうですが、どうブラッシュアップするとか、もっと窓口に届ける方法をあげるとか、確率を上げるとか、検討して取り組んでまいりたいと思います。

樋口会長

それでは、事前に皆さんから質問書ということでもいただいた事前質問につきましては、質疑応答が終わりましたが、事前質問以外で委員の皆様方から質問あるいは意見がありましたら、お聞きできればと思いますが、いかがでしょう。

それでは皆様方から追加の御意見、御質問がないようですので、令和6年度から令和8年度の実施計画案について、今回の答申としましては、この諮問いただいた実施計画について異議がないという形で答申をさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょう。

委員全員

(異議なし)

樋口会長

では異議なしと認めます。令和6年度から令和8年度の実施計画案については、原案のとおり異議なしということで答申をさせていただきます。では事務局は答申の手続をお願いします。

(答申手続き)

樋口会長

令和6年1月16日付け南魚企画第82号で諮問のあった令和6年度から令和8年度実施計画については、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、原案のとおり進めることに異議がないことを答申いたします。よろしくお願いいたします。

林市長

一生懸命頑張ります。ありがとうございました。

(3) ふるさと応援活用基金事業について

【事務局説明】（企画政策課企画主幹）

資料1に基づき、ふるさと応援活用基金事業について説明

樋口会長

それでは質疑に移りますが、先ほどと同じように事前に質問をいただいております。質問に対して執行部から答弁があります。

○質問番号1（「豊かな自然作りコース」の積極的な活用について）：館野委員

総務部長

委員がおっしゃるとおり、このふるさと応援活用基金事業の寄付コース3に係る事業は一つもございません。先ほど事務局から説明がありましたが、ふるさと応援活用基金事業について、基本方針がございまして、この要件を満たした事業について活用するという大前提でございませぬ。今回の計画では、自然環境保全の事業内容は経常的な事業になりまして、寄附コースの目的には当然合致するんですけれども、ふるさと応援活用基金の方針とは合致しないということで、事業にあげられていないという状況でございませぬ。

我々としましても、寄附者の本当の意向といひませぬか、思いが反映されていないことにつきましても、いかがなものか、どうしたものかという気持ちがありますが、寄附者の意向に沿えるように、例えば事業期限を限定しまして緊急5か年事業というような期限を決めた中での事業展開という方法もあろうかと思ひませぬので、そういったことによりまして館野委員の御意見を踏まえて、事業内容はよく検討して実施に向けて進めていきたいと思ひませぬ。

館野委員

3大原則というものは、前回の審議会でも御説明いただきましたので、きちんと理解しているつもりです。そういう中で、例えば金額の大きい「ふるさと里山再生整備緊急5か年事業」は、緊急5か年計画なので期限が決まっていますよね。こういったものは、ふるさと納税の対象で

はないかと思いました。最初の疑問がそれだったのです。そのほかにもいろいろなものを集めてくれば、今回、1億円くらいはふるさと納税のほうから払えるのではないかという思いがありましたので、中身をよくもう一度見直したり、御説明がありましたように期限を切っているいろいろなことをやられるのも良いかと思います。せっかくふるさと納税を寄附していただいている方々に対して、やはり見える形で市として十分に活用していることを分かってもらえるように発信していただければいいなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

林市長

「ふるさと里山再生整備緊急5か年事業」ですが、本当のこと言いますと、最初、林野庁は、森林環境譲与税を使うことを認めなかったんです。これは分かりませんが、私も今、新潟県の森林のほうの会長（「新潟地区国有林野等所在市町村協議会」の会長）を務めていまして、こういうところから盛んに林野庁に物を申していたんです。そのときに対応してくれるとは思わなかったですけども、後から森林環境譲与税が認められるようになったという状況でした。最初は、館野委員が言われるように、ふるさと納税を投入してでもやろうということで始めましたが、国がそちら（森林環境譲与税）を使えると認め、（事業の性質的に）森林環境譲与税を使うことが合っているのので、そちらを使っているという経緯があります。ふるさと納税が我々にとって、すばらしい、ありがたい原資になっていますが、将来この制度が終わるかもしれません。国が「ふるさと納税制度を止めます」と言ったら、その時期で駄目になるので、始めたら長く続けていかなければいけないところにはなるべく使わないというのは、南魚沼市が自分たち独自の制限をかけている。

ただ、先ほど総務部長が言ったように、緊急5か年というやり方は、いろいろなことに取り組めること、幅広にもっと捉えることができるようになると思います。そのことを総務部長は言っていると思いますので、いろいろ考えていきたいと思っています。森林のことも、もし足らなければいろいろと積極果敢にやっていくということを含めて検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

樋口会長

それでは事前通告があった質問については以上ですが、その他に委員の皆様から御質問あるいは御意見あれば承りたいと思いますが、いかがでしょう。ないようですので、ふるさと応援活用基金事業については、以上とさせていただきます。

(4) 第2次南魚沼市総合計画 33 の基本施策の指標の進捗状況について

【事務局説明】（企画政策課企画主幹）

資料2に基づき、第2次南魚沼市総合計画 33 の基本施策の指標の進捗状況について説明

樋口会長

質疑のほうに入りたいと思います。こちらのほうにつきましても事前にいただいている質問がありますので、執行部からの答弁をお願いします。

○質問番号1（令和6年度の市民バス利用人数の目標値について）：水野委員

建設部長

先ほど少しお話がございましたけれども、この数字についても特段今回変えたということではございません。令和2年3月に策定した「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の目標値との整合をとっているということで、実質的には現況よりも下がったというような数値にはなっておりません。この数値でございまして、先ほど「南魚沼市地域公共交通網形成計画」を策定するために、令和元年度に市民アンケートを実施しております。このアンケートや国勢調査による人口減少等を加味した中で推計し、考慮した結果ということになっております。この数値が低いということで、何もしないということではございませんけれども、今後も大勢の方が利用していただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

水野委員

コロナが明けて、利用者が戻るのかなと思っていたので、目標値3万7,000人に対して、令和4年度は3万9,000人を超えており、実績が目標値を上回っているのはなぜかと思ひまして、書かせていただきました。例えば、市バスの利用者が減るような何か好転したことがあったのかと思った次第で、それは秋田のスーパーが独自でといいますか、（公共交通機関を）利用できない方のところまでバスを出して、そして自分のスーパーへ連れてくるというものを目にしたことがあります。スーパーが何か品物を持っていくということではなくて、市バスの代わりになるように、スーパーがお迎えに行き、利用が終わったらバスを出すというような取組がなされているところもあるようです。秋田のケースですと、最初の3か年は市が助成を出しておられたんですが、その後、事業が軌道に乗ったようです。そこにはトヨタの協力があってと書

かれていたようですが、工場があるんでしょうかね。そのようなことがあって、すごく利用者が増えていると。市バスの利用者ということもありますが、そういうきめの細かいサービスが、市バス以外でもできるといいなと思ひまして、もしかしたら、そういうことがあるのかもしれないという気持ちも込めて質問させていただきました。

建設部長

今の表を見ていただくと、令和元年度の数字で4万3,568人、これが平成30年10月から令和元年9月までの数値ということになりますが、これはまさしくコロナ前の数値ということになります。その2行上に、公共交通（バス）の利用者数とあって、これが市民バスといわゆる民間の路線バスの利用者数を足した数字でございます。そうすると、市民バスは比較的コロナにおいても減少率が少なかったということですが、路線バスはかなり下がってきているという状況でございます。路線バスについては、近隣の自治体と連携しながら事業者さんも含めて協議して、いろいろな方法を検討しているところでございます。

今ほど言われた買物バスの件ですが、試験的だったんですけれども、実は市でも実施しているところがございます。また、去年の8月から栃窪・岩之下地区で、ドアツードアでデマンド交通を実施しているということがございます。それも含めて今後検証しながら、どこまでそれを広げていけるかということを検討しながら進めていきたいと思っております。

水野委員

市だけで頑張るといふことも大切かもしれませんが、またいろいろな事業の方からバックアップしていただいたりとか、そこの事業者の利益も生むというような形ができれば、すばらしいんじゃないかと思ひますので、よろしく願ひいたします。

樋口会長

事前の質問については終わりましたが、委員の皆さんから御質問、御意見があれば、お伺いできればと思ひますがいかがでしょうか。それでは議事の（4）第2次南魚沼市総合計画33の基本施策の指標の進捗状況については以上とします。

（5）その他

企画政策課長

事務局から連絡させていただきます。冒頭でも若干申し上げましたが、本日の議事録については、それぞれの御発言の内容を委員の皆さんから確認いただいた上で、市のウェブサイトでご公表させていただきます。今日、御審議いただいた実施計画については、4月上旬に公表する予定となっております。なお、この実施計画につきましては、令和6年度南魚沼市予算編成の指針となるものと説明させていただきましたが、3月の市議会定例会で予算議決をいただいた後にその予算額をこの実施計画に反映させます。そのために本日説明した内容と変わる可能性もありますのでその点は御了承いただきたいと思います。最後ですが、今年度末で、委員の皆様様の2年の任期が満了となります。今までの御協力に感謝申し上げます。次期の委員の任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。冒頭申し上げましたが、この2年間で新たな総合計画を策定することになります。知見のある全員の皆様から再任をお願いしたいというのが、事務局の希望ですので、ぜひとも、引き続き御協力いただければと考えております。

4 閉 会 （進行：総務部長）

種村副会長

皆様、長時間大変お疲れさまでございました。本日は御多忙の中お集まりいただき、大変貴重な御意見を出していただきまして、誠にありがとうございました。また、市長をはじめ部長の皆様方、事務局の皆様方には、質問に対しまして丁寧に御返答いただきまして、ありがとうございました。2024年は元旦早々、能登半島地震が起き、多くの方が被災して今もなお寒い中で御不自由な生活を送っておられます。災害に強く、市民が安心して暮らせるまちをこの審議会の皆様方と目指してまいりたいと思います。新年が明るく元気にそして南魚沼市が飛躍できる年になりますよう、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

（閉会）12：00